

論説

2017・10・11

福島原発判決

国の責任を明確にした

国と東京電力の両方に賠償を命じた福島地裁の判決だった。原発事故の被災者ら約四千人が起した裁判で、津波の予見性とその対策をしなければ責任を明確にした点は極めて大きな意味がある。

「なりわいを返せ、地域を返せ」のスローガンで全国最大規模の訴訟だった。原告は福島県の全五十九市町村ばかりでなく、宮城、茨城、栃木にまたがった。

居住地の放射線量を事故前の水準に戻す「原状回復」を求めたが、これは認められなかった。だが、国と東電に対し、約五億円の賠償を認めた。この判決が画期的といえるのは、原告勝訴に導いた論理の明快さといえる。

まず出発点に挙げたのが、「長期評価」である。文部科学省の地震調査研究推進本部。その地震調査委員会が二〇〇二年に作成した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価」のことだ。

これを判決は「専門的研究者の間で正当な見解として承認されたものであり、信頼性を疑うべき事情は存在しない」と断言する。

そうすると国も東電も福島第一原発付近では最大一五・七級の津波を予見することができた。実際に〇八年に東電自身がそのように試算しているのだ。

判決はいう。経済産業相は長期評価が公表された後、シミュレーションに必要な期間が過ぎた〇二年末までに、東電に対し非常用電源設備を技術基準に適合させるよう行政指導するべきだった。東電が応じない場合は、規制権限を行使すべきであった。

判決は津波対策の回避可能性についても、さらに具体的に言及する。安全性確保を命じていけば、東電はタービン建屋や重要機器室の水密化の措置を取っていたであろうから、全電源喪失による事故回避は可能だった。

何と断然とした論理であるのか。国の責任をはっきり明言した判決に敬意を払う。次のようにも書いている。

〈経産相の〇二年末の津波対策義務に関する規制権限の不行使は、許容される限度を逸脱して著しい合理性を欠いていた〉

〇二年から東日本大震災の一年までの間、国も東電も「べき」とを何もなさない、ただ漫然としていたのである。

大地震も大津波もたしかに自然の力による天災であらう。しかし、原発事故は予見できたのに手を打たなかった人災である。そのことが、今回の裁判でより鮮明に見えてきた。

10/11 早稲